

令和5年度

吉田町保育所 入所の御案内



入園希望の方は、この案内をご覧ください、申込みをしてください。

〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町役場 こども未来課 保育支援部門

TEL 0548-33-2153



令和5年度吉田町保育園入所案内

令和5年度 歳児表（4月1日現在の時点で歳児が決まります。）

歳児	生年月日	歳児	生年月日
0歳児	2022(R4)年4月2日～	3歳児	2019(H31)年4月2日～ 2020(R2)年4月1日
1歳児	2021(R3)年4月2日～ 2022(R4)年4月1日	4歳児	2018(H30)年4月2日～ 2019(H31)年4月1日
2歳児	2020(R2)年4月2日～ 2021(R3)年4月1日	5歳児	2017(H29)年4月2日～ 2018(H30)年4月1日

1 吉田町内保育園について

保育所は、家庭で保育できない児童(乳児及び幼児)を保育し、豊かな人間性を持った児童を育成することを目標に養護と教育を行う児童福祉施設です。町内には、以下の保育所があります。

【公立保育園】対象年齢 0歳児～5歳児

園名	定員	対象年齢	住所	連絡先
さくら保育園	120	満11か月～5歳児	住吉1621-1	電話32-0414 FAX32-8104
すみれ保育園	180	満9か月～5歳児	川尻791	電話32-1117 FAX32-1117
さゆり保育園	130	満11か月～5歳児	片岡805-1	電話32-1650 FAX33-0415
わかば保育園	160	満11か月～5歳児	神戸2092-1	電話32-0016 FAX32-7400

【私立・小規模保育施設】対象年齢 0歳児～2歳児

園名	定員	対象年齢	住所	連絡先
クローバー保育園	15	満8か月～2歳児	片岡855-1	電話33-0099
保育所グローアップ 吉田園	15	満4か月～2歳児	片岡2408-1	電話23-3558
リアス保育園(仮称)	18	満6か月～2歳児	川尻778-5	
プティ吉田園(仮称)	19	満7か月～2歳児	神戸651-8	



2 認定申請及び入所申込期間（認定申請と入所申込みは同時にできます。）

(1) 令和5年4月入所を希望する児童

1 申請書配布	令和4年9月20日（火）～ こども未来課・各保育園・小規模保育施設（クローバー保育園） （吉田町のホームページからもダウンロードできます。）
2 申請書受付	令和4年10月3日（月）～令和4年10月14日（金）（一次選考） ・ 平日午前8時15分～午後5時。 ・ 必要書類をすべてそろえ、こども未来課・各保育園で申込みをしてください。 （小規模保育施設を希望される方はこども未来課で対応します。） 令和4年10月17日（月）～令和5年2月28日（火）（二次選考） ・ 二次選考の手続きは、こども未来課で行います。

(2) 令和5年5月以降入所を希望する児童（入所日は毎月1日となります。）

1 申請書配布	こども未来課で随時配布します。 （吉田町ホームページからもダウンロードできます。）
2 申請書受付	・ 入所を希望する月の前々月の末日まで。 ・ 平日午前8時15分～午後5時 ・ こども未来課で申込みをしてください。 （日曜開庁時は原則として対応できません。書類をお渡しするのみとなります。）

注意事項

- ・ 申込期間は厳守してください。申込期間後の申請の場合又は書類がそろっていない場合は、御希望月の入所ができません。
- ・ 1歳児未満の保育の受入れについては、入園資格に加え、児童の発達や離乳状態等を確認し、個別に判断します。また、入所時の発育や離乳状態によっては、入所できない場合もあります。
- ・ 申込書は、児童1人につき1枚です。
- ・ 令和4年10月時点で保育園に在籍している場合は、現況届の提出が必要です。

3 申込手続

保育所を利用するに当たっては、児童の年齢や保護者の就労状況など、保育の必要量に応じた認定を受ける手続が必要です。

※ 利用の流れ（新規入所申込者）

① 保護者	→	② 町	→	③ 町	→	④ 保護者
町に「保育の必要性」の認定申請、保育所の利用希望を申込み。		保育の必要性を個別に認定し、「認定証」を交付。		保護者の希望等により、利用する園を調整・決定。		利用園の報告。保護者の承諾後、契約・入園手続き。

※ 詳しいスケジュールについては、P7【参考】をご覧ください。

(1) 認定区分

施設の利用申込みとは別に、児童の年齢と保育の必要性に応じた教育・保育給付認定（1号～3号）を受けるための申請が必要です。

教育・保育給付 認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳 以上	4時間程度（教育標準時間） （幼稚園のような形態）	幼稚園 認定こども園
2号		上限11時間【保育標準時間】 または 上限8時間【保育短時間】 （保育園のような形態）	保育園・幼稚園 認定こども園
3号	満3歳 未満		保育園 認定こども園 小規模保育施設など

※ 2号・3号の認定には、保育を必要とする事由に該当することが必要です。

(2) 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが①～⑨のいずれかに該当し、家庭で児童を保育できない場合に2号又は3号の認定となり、保育園を利用することができます。

① 月6時間以上の就労 （フルタイムの他、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。）	⑤ 災害復旧
② 妊娠、出産*	⑥ 求職活動（起業準備を含む）*
③ 保護者の疾病、障害	⑦ 就学 （職業訓練校等における職業訓練含む）
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⑧ DV・虐待
	⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の児童の継続利用があると認められること

注意事項

- ・ 「②」の出産が事由の場合は、出産予定日の6週間前の属する月の1日から、産後8週間後の日の翌日の属する月まで利用できます。
- ・ 「⑥」の求職活動が事由の場合は、一定期間内に就労証明書等必要な書類を提出していただきます。（4月入所または途中入所は原則1か月間・継続入所は原則3か月間の利用）

4 保育時間

保育の必要量に応じて、上限11時間の「保育標準時間認定」と上限8時間の「保育短時間認定」に区分されます。

7:30	8:15	16:15	18:30
19:00	保育標準時間		※時間外対応
※時間外対応	保育短時間	※時間外対応	

※時間外対応は、別途料金がかかります。

- (1) 保育の必要性に係る事由が「就労」の場合、保育必要量の認定は、就労時間を考慮して、原則、次のとおりとなります。
 - ア 保育標準時間認定 … 1か月あたり120時間以上
 - イ 保育短時間認定 … 1か月あたり64時間以上
- (2) 保育の必要性に係る事由が「就労以外」の場合、保育の必要量の認定は町が個別に判断します。

5 利用者負担金（保育料）

- (1) 保育料は、児童の認定区分（2号・3号）・対象年齢・利用時間に応じた体系となり、それぞれの世帯の所得状況に応じた段階的な料金設定となります。

※ 4月分～8月分までは前年度(令和4年度)の課税額から、9月分～3月分までは当年度(令和5年度)の課税額から保育料が算定されますので、途中で保育料が変更になる場合があります。

- (2) 保育料決定通知書は4月と9月の2回に配布します。
確定申告により、父母の所得税額等が変更になり、保育料基準額表の階層が変わった場合、現年度分保育料は変更になります。ただし、過年度分保育料についての変更はいたしません。
- (3) 3歳児（年少）から5歳児（年長）までは保育料が無料となります。
また、0歳児から2歳児までの児童についても、住民税非課税世帯を対象に保育料が無料になります。

- (4) 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

※ 兄弟で利用する場合、最年長の児童から順に2人目を半額、3人目以降は無料となります。

- (5) 保育の必要量に応じた上限時間を超えた保育(※時間外対応)には、時間外料金がかかります。(1時間につき100円)

6 副食費（給食費）

- (1) 3歳児（年少）から5歳児（年長）までの児童の副食費（給食費）については、保護者負担となります。

※ 町立保育園の副食費 月額 4,500円

- (2) 年収360万円未満相当世帯の児童及び全ての世帯の第3子以降の児童については、副食費の費用が免除されます。

※ 第3子のカウントは保育料算定と同じです。

- (3) 0歳児から2歳児までの児童については、保育料に含まれているため、副食費はかかりません。

7 提出書類

①	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書
②	就労証明書（申請日から3か月前の日付の証明書まで有効）
	<ul style="list-style-type: none"> * 就労されている同居の親族全員分（世帯分離にかかわらず同住所の65歳未満の方） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※父母以外の親族の方の就労証明書の提出がない場合は、審査の際優先順位が低くなります。</div> * 自営業・農漁業証明、内職証明等必要に応じた用紙を御使用ください。 * 放課後児童クラブ入所に使用する就労証明書と兼ねることができます。 （放課後児童クラブ入所には、保護者の方がコピーをして提出してください。）
③	園児の状況調査票
④	「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」等
	<ul style="list-style-type: none"> * 令和4年1月1日に吉田町に住所のない方には、住民税決定証明書（課税証明書）の提出をお願いする場合があります。
⑤	その他必要となる書類（該当者がいる場合のみ）
ア	母子手帳（写）…母親の出産が事由の場合、出産予定日の記載があるページ
イ	診断書等（写）…親族の疾病や障害が事由の場合
ウ	障害者手帳や介護保険被保険者証（写）…介護が事由の場合
エ	求職活動等申告書…求職活動が事由の場合
オ	在学証明書…就学が事由の場合
カ	戸籍謄本の原本又はコピー・裁判所や弁護士の証明書…ひとり親世帯の場合

注意事項

- ・ ①～③及び⑤は、町指定の様式を御使用ください。
- ・ ②及び⑤エ・オは、兄弟姉妹で申請する場合、1部で構いません。
- ・ ④は、申込書提出の際に、提出者の本人確認のため、御持参ください。

8 入所決定等

(1) 面接

町立保育園新規入所希望児童と保護者を対象に、家庭状況、児童の状況を把握する目的で面接（第1希望の園のみ）を行います。入所をお約束するものではありません。（現在、町内の園に入園中で他の園に変更予定の児童は対象となりません。）

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、変更になる場合もありますので御了承ください。

面接日	令和4年10月30日（日）	
会場	（さゆり保育園又はわかば保育園への入所を第1希望の方） さゆり保育園ホール	（さくら保育園又はすみれ保育園への入所を第1希望の方） すみれ保育園ホール
時間	（さゆり保育園第1希望の方） 9:00～10:00 （わかば保育園第1希望の方） 10:00～11:00	（さくら保育園第1希望の方） 9:00～10:00 （すみれ保育園第1希望の方） 10:00～11:00

注意事項

- ・ 面接日の都合がつかない場合は、あらかじめ希望される園に連絡くださいますようお願いいたします。
- ・ 時間の都合がつかない場合は、8:30～11:00の間にお越しいただきますようお願いいたします。
- ・ 町外にお住まいで吉田町に転入予定の方は、転入後面接をします。
- ・ 申請書類に訂正が必要な場合がありますので、印鑑持参で普段着でお越しください。

(2) 審査・調査

提出していただいた書類に基づき、町が保育の認定及び利用する園の決定を行います。審査においては、以下の3点が考慮され、町の保育実施基準に基づく点数の高い方が優先されます。

① 保育を必要とする事由	② 保育の必要量	③ 優先利用への該当
ア 就労 イ 妊娠、出産 ウ 保護者の疾病、障害 エ 親族等の介護・看護 オ 災害復旧 カ 求職活動 キ 就学 ク DV、虐待 ケ 育児休業（継続利用）	ア 保育標準時間 （最長11時間） フルタイム就労を 想定した利用時間 イ 保育短時間 （最長8時間） パートタイム就労 を想定した利用時間	ア ひとり親家庭 イ 生活保護世帯 ウ 生計中心者の失業 エ 社会的養護の必要 オ 児童の障害 カ 兄弟姉妹との同一 保育所の利用 キ 小規模保育事業な どの卒園児

(3) 決定

次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため、提出期限内の申請についての審査結果は令和5年2月頃にお知らせします。（在園児童は在園中の園より配布、新規入所希望児童は通知を郵送する予定です。）

- ① 書類に不備等がある場合は、電話にて確認させていただきます。
- ② 審査につきましては、申請内容・各園の状況等を総合的に判断した上で選考し、入所可否の決定を行います。そのため、申請すれば必ず入所できるものではありません。
- ③ 各園の定員に余裕のないときは、希望保育園に入所できない場合があります。
- ④ 新規入所児童については、令和5年3月にオリエンテーションを予定しています。
- ⑤ 令和5年度の保育初めは4月4日（火）の予定です。新入園児は、4日（火）から1週間程度、午前中だけの慣らし保育期間がありますので、御協力をお願いします。その後は1日保育となります。（4月3日（月）はお弁当持参で午前中のみ希望保育）

(4) その他

- ① 入所決定となった後でも、申込時から状況に変更があった場合や申請内容に虚偽があった場合には、決定が取り消されますので御注意ください。
- ② 保育料の滞納がある場合は、継続して入所できないことがあります。
- ③ 申請書類に記入していただく個人情報については、保育園入所の審査に使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。
- ④ 申請書類の返却は行いません。
- ⑤ この内容は、子ども・子育て支援法に基づく支給決定等の留意事項をもとに作成しているため、今後、変わる場合があります。

【参考】 申込みから入所までのスケジュール（令和5年度4月入所）

○支給認定申請・入所の申込み

【受付期間】 令和4年10月3日（月）～10月14日（金）一次選考
令和4年10月17日（月）～2月28日（火）二次選考となります。
平日午前8時15分～午後5時

【受付場所】 各保育園又はこども未来課（小規模保育施設を希望の場合はこども未来課）

※ 書類の未提出・不備のある場合は、選考対象となりませんので御注意ください。

○親子面接（一次選考の方のみ・二次選考の方には、後日連絡します。）

【実施時期】 令和4年10月30日（日）

【面接会場】 さゆり保育園ホール（さゆり・わかば保育園入所希望児童）
すみれ保育園ホール（さくら・すみれ保育園入所希望児童）

【出席者】 町立保育園入所希望児童及び保護者

○入所の承諾・不承諾（入所決定は、申込者多数の場合は選考となります。）

【通知時期】令和5年2月中旬頃(すべての申込者へ入所の可否について通知します。)

○入園説明会（4月入所の方のみ）

【実施時期】 令和5年3月頃（日時は、案内の通知をお渡しします。）

○保育所入園 令和5年4月1日～（5月以降に入所される方は入所月の1日）

※ 4月の保育初めは4月4日（火）となります。

※ 5月入所以降の申込みについて

入所を希望する2か月前までに書類をそろえ、こども未来課までお申込みください。

9 入園後の注意事項

(1) 保育園の休園日等

日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日（令和5年度）、町長が認める日 等

※ 土曜日は家庭で保育ができない証明書等の提出をお願いしております。

(2) 慣らし保育（入園後に行います。）

入園した児童が保育園に慣れるまでの間は、短時間の保育を行っています。当初の1週間程度は午前中の保育となり、この期間は保護者の迎えの時間が早くなりますので、御協力をお願いします。

(3) 異動等の届け出

住所、電話番号や勤務先（退職、勤務時間の変更等）又は世帯構成の異動（結婚、離婚、別居）、出産等、入園申込時の家庭の状況に変更が生じたときは、その都度、速やかに保育園へ申し出るとともに、新しい就労証明書等、必要な書類等を提出してください。

(4) 退園

次のような場合は退園していただきます。保育園に申し出るとともに、退園手続きを行ってください。

① 児童を家庭で保育できるようになった場合（保育を必要とする要件に該当しなくなった場合）

- ・ 仕事を退職した場合
- ・ 疾病、負傷等が回復した場合
- ・ 要介護者の介護が不要になった場合
- ・ 求職活動により入所した後、一定期間内に就労証明書等必要な書類が提出されなかった場合 等

② 吉田町から他市町へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは通園できますが、継続して同じ保育園を利用する場合は、転出先の市町で改めて手続きする必要があります。

ただし、転出先の市町の取扱い、吉田町内の保育園の状況等により町外から同じ保育園の利用ができない場合もあります。

③ 保育料及び副食費を滞納した場合

保育料を滞納した場合、6月、10月、2月に支給される児童手当から保育料を徴収する場合があります。

(5) 家庭内保育の依頼

感染症拡大防止や保育園の事情により、家庭内保育をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。



10 その他の保育事業

(1) 一時預かり

保護者の急な入院や冠婚葬祭、PTA 活動への参加などの際に就学前の児童を一時的にお預かりする事業です。利用にあたっては、事前に利用申請が必要です。理由によりお預かりできる日数が異なります。

※保育園・小規模保育施設等の保育施設(認定こども園の保育園部を含む。)に入所していない方が対象となります。

※ 問合せ・申込先：すみれ保育園 (32-1117)

(2) 病後児保育

就学前までの児童で、けがや病気の回復期にある児童を一時的に施設においてお預かりする事業です。

※ 問合せ・申込先：すみれ保育園 (32-1117)

11 よくある質問 (Q & A)

(1) Q：申込みをすれば必ず入園できますか？

A：必ず入園できるとは限りません。提出していただいた書類をもとに審査し、結果をお知らせします。また、入園の選考に書類提出の順番は関係ありません。

(2) Q：申込みの結果はどのように連絡が来ますか？(年度途中入所の場合)

A：月初めに、翌月入所の申込みがあった方の入所審査会を開きます。各園の定員の空き状況等を確認しながら、入所先を決定し、電話連絡と郵送にて通知を送付します。

(例) 7月に入園希望する場合

…5月中に申請 → 6月初旬に入所審査会を開き、選考
→ 6月中旬に結果通知(電話と郵送通知)

(3) Q：入園決定後、入園の時期や入園先の変更はできますか？

A：保育園では、保育士の数や施設の条件等により児童の受入れの調整を行っているため、年度内の入園先の変更は、原則、認められません。正当な理由がある場合も、人員配置や各園の就園の状況により、一旦入園を取消し、再選考となる場合があります。

(4) Q：兄弟は優先して同じ園にしてもらえますか？

兄弟が在園中の場合、優先して同じ園になりますか？

A：できるだけ兄弟が同じ園になるよう考慮しますが、空き状況等により難しい場合があります。

(5) Q：求職中でも申込みができますか？

A：申込みは可能です。ただし、入園後、一定期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園していただく場合もあります。



- (6) Q : 出産で申し込むと必ず入園できますか？入園後、就労した場合は、引き続き在園できますか？
A : 出産を理由とした申込みは、保育を必要とする程度が高まるため、選考の際も優先されますが、必ず入園できるとは限りません。入園は期間限定の取扱いとなります。入園期間中に就労が決定した場合は、入園先の保育園で変更手続きをすることにより、入園期間を延長することができます。
- (7) Q : 母子（父子）家庭の保育料は無料ですか？
A : 税額（町民税の所得割額）に応じて算定しますので、必ず無料とは限りません。
- (8) Q : 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？
A : 家庭で児童の保育ができる保護者がいる状況となるため、退園の対象となります。退職後すぐに求職活動をする場合は、引き続き就園できますが、一定期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園していただく場合もあります。
- (9) Q : 現在、吉田町外に住んでいますが、吉田町へ引っ越し予定です。吉田町の保育園へ申し込むにはどうすればいいですか？
A : 申し込む月の1日時点で吉田町に住所がない場合は、元の住所地で入園の手続きをしていただきます。吉田町へ転出する予定があることと、保育園へ入園したい旨、各市町の保育園担当課へ御相談ください。申込時期は、年度途中の入園の手続きと同じとなります（入園希望2か月前に受付。）。
- (10) Q : 吉田町外の保育園又は認定こども園へ入園したい場合、どうすればいいですか？
A : 申請は可能ですが、その市町の住民の選考が優先となりますので、必ず入所できるとは限りません。予めご了承ください。事前に利用希望先の市町村の保育担当課にお問い合わせのうえ、提出方法及び期限等を確認し、吉田町こども未来課へ余裕をもってお早目に御提出ください。
- (11) Q : 同居の祖父母・親族（おじ・おば等）の就労証明書は必要ですか？
A : 65歳未満の祖父母・親族については、就労している場合は提出をお願いします。ただし、就労等していなくても保育園入園申込はできます。父母の状況が同程度の時には、同居の祖父母・親族の状況により判断する場合があります。ただし、ひとり親である場合で事実婚の関係がある同居人については、就労証明書等が必要となります。